

収入基準明細（改良住宅を除く）

R3.7.1改正

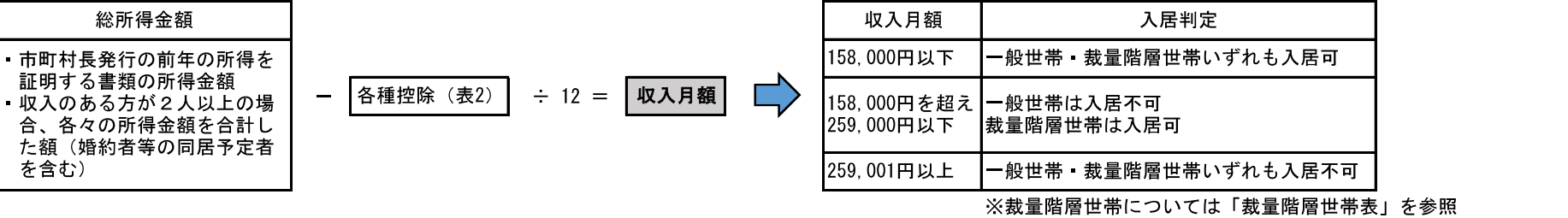


表1 給与所得者の金額の算定方法	
給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%－100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%＋80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%＋440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%＋1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）

【例】給与等の収入金額が2,000,000円の場合

所得控除額

2,000,000円×30%＋80,000円＝680,000円

所得控除後の金額

2,000,000円－680,000円＝1,320,000円

表2 各種控除一覧			
区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	給与所得等控除	申込親族のうち給与所得または雑所得のある方	1人につき所得から10万円を限度に控除
	同居親族控除	申込親族のうち申込者以外の方	1人につき38万円
	扶養親族控除	申込親族以外の方で、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	1人につき38万円
特別控除	老人扶養親族控除	一般控除対象者の中の年齢70歳以上の方で、扶養親族控除の対象として認められている方	1人につき10万円
	特定扶養親族控除	一般控除対象者の中の年齢16歳以上23歳未満の方で、扶養親族控除の対象として認められている方	1人につき25万円
	障害者控除 (特別障害者控除)	申込者または一般控除対象者の中で精神または身体に障害があり、手帳等の交付を受けている方	1人につき27万円
		精神に重度の障害がある方→1障害者 身体に重度の障害がある方→1～2級障害者	1人につき40万円
	寡婦控除	次のいずれかに当てはまる方 ①夫と離婚後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別後婚姻をしていない方で、合計所得金額が500万円以下の方	1人につき所得から27万円を限度に控除
	ひとり親控除	現に婚姻（事実婚を含む）していない方で、扶養する子があり、合計所得金額が500万円以下の方	1人につき所得から35万円を限度に控除

収入基準計算例①

申込家族2人で夫に給与所得があり、妻が専業主婦の場合

【総所得金額の計算】

夫の給与所得 **2,000,000円 (a)**

【控除金額の計算】

給与所得者が1名（夫）、同居親族が1人（妻）なので、表2より

給与所得等控除 100,000円 × (1人) + 同居親族控除 380,000円 × (1人) = **480,000円 (b)**

【控除後の収入月額の計算】

総所得金額 (a) 2,000,000円 - **控除金額 (b)** 480,000円 = 控除後の年間所得金額 1,520,000円
 $\frac{1,520,000\text{円}}{12\text{ヶ月}} = 126,666\text{円}$ (収入月額) ⇒ 158,000円以下なので**入居可**

収入基準計算例②

申込家族4人（夫、妻、子2人）で、夫と妻に給与所得があり、
うち1名の身体に重度の障害（1級）があり、手帳の交付を受けている場合

【総所得金額の計算】

①夫の給与所得 2,500,000円 ⇒ ① + ② = **4,000,000円 (a)**

②妻の給与所得 1,500,000円

【控除金額の計算】

給与所得者が2名、同居親族が3名、特別障害者が1名なので、表2より

給与所得等控除 100,000円 × (2人) + 同居親族控除 380,000円 × (3人) + 特別障害者控除 400,000円 × (1人) = **1,740,000円 (b)**

【控除後の収入月額の計算】

総所得金額 (a) 4,000,000円 - **控除金額 (b)** 1,740,000円 = 控除後の年間所得金額 2,260,000円
 $\frac{2,260,000\text{円}}{12\text{ヶ月}} = 188,333\text{円}$ (収入月額) ⇒ 158,000円を超え259,000円以下であるが、
裁量階層世帯のため**入居可**